

令和5年4月1日施行版

船員の健康検査について

令和4年9月

国土交通省海事局船員政策課

はしがきー指定医師の皆様方へー

船員の健康検査につきましては、指定医師をはじめ関係者の皆様には、日頃から格別のご協力をいただき、深く感謝いたしております。

船員法に基づく健康検査制度は、船員の健康管理上極めて重要な制度であり、今後とも船員が健康で船内労働に従事することができるよう、ご協力をお願いいたします。

本書は、今般、船員の働き方改革の一環として、船員法施行規則の一部が改正（令和5年4月1日施行）されたため、同改正の内容等を整理した健康検査のマニュアルとして作成したものです。

指定医師の皆様におかれましては、これをご活用いただき船員の健康確保につきまして、一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。

令和4年9月

国土交通省海事局船員政策課

平成24年1月版からの変更箇所について

船員の健康証明制度について規定する、船員法施行規則の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、主に次の内容について、見直しを行ったものである。

（1）健康証明書に係る健康検査の項目の追加等

船員の健康確保を図るため、次のとおり健康検査の項目の追加等を行った。

① 次の検査項目を追加・明示した。

- 既往歴（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）及び業務歴の調査
- 自覚症状・他覚所見の有無の検査
- BMIの検査
- ABO式及びRh式の血液型検査
- 血色素量及び赤血球数の検査
- 国際航海に従事する船舶に乗組む船員にあつては、腹部の画像検査、血液中の尿酸の量の検査及びB型肝炎に係る抗体検査

② これまで35歳以上の者を対象に実施していた検便（ヘモグロビンの有無の検査）、血糖検査、心電図検査、血中脂質検査及び肝機能検査について、35歳未満の者も対象とした。

（2）（1）の検査項目の追加等に伴い、指定医師の判断により省略可能な検査項目の見直しを行った（省略可能な検査は5ページ参照）。

（3）（1）の健康検査の項目の追加等に伴い、健康証明書の様式を改正した（改正後の様式は18ページ参照）。

また、上記の船員法施行規則の改正に加え、次のとおり船員労働安全衛生規則の改正（令和5年4月1日施行）も行っており、その内容に関しても補足等している。

（1）船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面又は当該書面の写しを提出させなければならないこととし、船舶所有者が当該健康検査の結果を通じて、船員の健康状態を継続的に把握し、その結果に応じて就業上の措置等を講ずることを義務付けることとした。

（2）船舶所有者は、騒音の影響のある機関部で働く船員の健康影響の早期発見や予防のため、騒音の激しい作業を行う船員については、健康検査の際に、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音等に係る聴力の検査を受けさせるよう努めるとともに、その検査の結果を踏まえ、船員の健康を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

目 次

はしがき

平成24年1月版からの変更箇所について

I	船員健康証明制度の目的	1
II	船員の健康を証明する医師	1
III	船員健康証明実施要領	2
1.	検査方法等	2
(1)	検査方法	2
(2)	医師が必要がないと認める場合に省略できるもの	5
◎	健康検査の実施項目一覧	7
◎	「特定船員色識別適正確認表」による検査方法	8
2.	健康検査の合否判定	9
	健康検査合格標準表	10
3.	健康証明書の記入方法等	13
(1)	通常の場合の記入方法	13
(2)	特殊な場合の記入方法	15
(3)	船員手帳内の健康証明書の様式が旧様式の場合の記入方法	16
4.	他の医療機関等が行った検査の結果を示す書類に対する取扱い	16
5.	健康証明書の有効期間	17
IV	健康証明書の様式（船員手帳第十四表、第十五表及び第十六表）	18
1.	令和5年4月1日以降の健康証明書の様式	18
2.	令和5年3月31日以前の健康証明書様式	20
V	就労実態申告書の様式	21
VI	医師の所見を記載した書面	22
VII	関係法令抜粋	23
	・船員法	
	・船員法施行規則	
	・船員労働安全衛生規則	
(別表1)	色覚検査結果に応じた健康証明書への記述内容	29
(別表2)	視力検査結果に応じた健康証明書への記述内容	30

I 船員の健康検査の目的

船員法（以下「法」という。）は、「船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。」と定めている。（法第 83 条）

その目的は、船員が置かれる特殊な環境に起因する。すなわち、船員の労働環境は、気象・海象が変化する中で船上において多様な作業に従事することから、常に危険と背中合わせであるばかりか、短距離航路の場合を除けば、長期に陸上の生活から隔離され、船内で共同生活を営みながら船舶運航業務に携わる特殊な労働形態である。このような環境の下、船医の乗り組んでいる一部の船舶を除いては医師による万全の医療を受けられず、伝染性の疾患でも発生すると集団生活をしている船員の間にもまん延するおそれが多分にある。そのため、本制度は、国土交通大臣の指定した医師が、健康検査の結果に基づき、船員が船内労働に適するかどうかの判定をすることにより、船内労働環境の適正化と船員の健康確保を図ることを目的としている。

また、令和 4 年の船員労働安全衛生規則の改正により、令和 5 年 4 月から、船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果を記載した書面を提出させなければならないこととされた。

これは、従来、健康検査は船内労働の適否を判断するために用いていたものであったところ、健康検査の結果についての医師の所見を記載した書面を提出させることで、船舶所有者が継続的に船員の健康状態を把握することができるようにしたものである。

これにより、船舶所有者が船員の健康管理を継続的に行い、その結果を踏まえ、就業上の措置を適切に講じていくことで、船員が長く健康に働き続けることができるようにすることを目的としている。

II 船員の健康を証明する医師

船員の健康を証明する医師は、健康証明制度の目的からいって船員の労働について深い理解をもち、適切な健康検査のできる医師であることが必要であるため、船員法施行規則第 57 条により次の医師とされている。

- 一 船員である医師
- 二 公益社団法人 日本海員掖済会の病院又は診療所の医師
- 三 一般財団法人 船員保険会の診療所の医師
- 四 その他地方運輸局長が指定した医師

Ⅲ 船員健康証明実施要領

指定医師は、船員に「就労実態申告書」（21 ページ参照）を提出させて、以下の検査を行い、2の「健康検査合格標準表」（10 ページ参照）により合否の判定をすることとする。

なお、下記（2）のとおり、一部の検査項目（7 ページ参照）については、指定医師の判断により省略することができる。

1. 検査方法等

（1）検査方法

- ① 既往症の調査（服薬状況・喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）、業務歴の調査、自覚症状及び他覚所見の有無の検査
 - 就労実態申告書（21 ページ参照）や問診などにより確認すること。
 - 既往症は、初回は必ず聴取の上、船員手帳第十四表（18 ページ参照）に記入し、その後においては変更の有無を確かめること。
- ② 身長、体重、腹囲の検査
 - 身長の検査は、20 歳未満の者については毎回（ただし、初めて船員になった者については、20 歳以上であっても初回は行う。）行うこと。
- ③ BMI の検査
 - BMI は、体重（kg）/身長（m）²の算式により算出すること。
- ④ 運動機能、視力、色覚及び握力の検査
 - 色覚の検査は、次の手順により実施すること。なお、色覚の検査を行う際には明室にて実施すること。
 - A) 石原色覚検査表国際版 38 表（以下「石原表」という。）により色覚検査を行う。
 - B) 石原表にて正常でないと判断された場合は、パネルD-15により検査を行い、合否を判定する。
 - C) 石原表にて正常でない、パネルD-15にて不合格と判定された場合は、別途送付する「特定船員色識別適性確認表」を使用して、業務において必要な色の識別が行えることについて確認を行う（検査方法は8 ページ参照のこと。）。 - 色覚の検査について、パネルD-15を備えていない場合は、それを備えている他の医療機関の医師（ただし、この医師が指定医師であれば、そこで健康検査を受け、健康証明をしてもらうよう指示すること。）の行う色覚の検査の結果を証する書類を提出させ、当該書類により合格、不合格の判断をすること。なお、機

関部の職員及び航海当直部員並びに無線部の職員に別添の特定船員色識別適性検査を行う場合は、必ずパネルD-15の検査を行った後で検査すること。

- 色覚の検査は、船長、甲板部の職員及び部員、救命艇手、機関部の職員及び航海当直部員並びに無線部の職員に限ること。なお、前回検査した期日から6年を経過しようとする者又は経過した者のみ検査すれば足りる。

⑤ 聴力

両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できるか確認すること。

努力義務：オーディオメータを用いた検査

騒音の激しい作業を行う船員については、騒音の影響により聴力が低下するリスクもあることから、当該船員の聴力への影響の早期発見や予防のため、オーディオメータを用いて聴力検査を実施することが望ましい。

なお、このオーディオメータによる検査は、健康検査として実施するものではなく、船員の健康管理の観点から実施するものである。

このため、その検査結果は、健康検査の合否判定（乗船の可否の判定）に直接関係するものではないことから、オーディオメータによる検査で聴力に問題があったとしても、健康検査の合否判定は、5メートル以上の距離で話声を聴取できるかの確認により行うこと。

- オーディオメータを用いた検査については、1,000Hz及び4,000Hzにおける選別聴力検査を実施すること。
- 上記検査の結果、異常が見られる場合等、医師が必要と認める場合、次の項目について検査を行うこと。
 - ① オーディオメータによる250、500、1,000、2,000、4,000、8,000Hzにおける聴力の検査
 - ② その他医師が必要と認める検査
- なお、検査は、検査音の聴取に影響を及ぼさない静かな場所で行うこと。
- また、上記選別聴力検査において所見なしの場合には、健康検査での聴力検査について、5メートル以上の距離で話声の聴取による検査に代えて、上記選別聴力検査の実施と所見なしとの結果をもって、「異常なし」との判定をすることができる。

⑦ ABO式及びRh式の血液型検査

- ABO式だけではなく、Rh式の血液型検査も実施すること

- ⑧ 血色素量及び赤血球数の検査
- ⑨ 血糖検査
 - 血糖値又はヘモグロビンA1cのいずれかについて検査すること（両方の検査を行うことも可）。
- ⑩ 血中脂質検査（LDLコレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール）
- ⑪ 肝機能検査（GOT（AST）、GPT（ALT）、 γ -GTP）
- ⑫ 検便（虫卵の有無、ヘモグロビンの有無）
 - 虫卵の検査は、寄生虫を対象とする糞便虫卵検査（集卵法によるもの）とすること。
 - ヘモグロビンの有無の検査は、便潜血検査（免疫法）のことをいう。化学法ではなく免疫法で行うこと。
- ⑬ 検尿
 - 定性検査又は半定量法検査によること。
- ⑭ 血圧の検査
- ⑮ 心電図の検査
- ⑯ 胸部エックス線検査及びかくたん検査
 - 直接撮影又はミラーカメラを用いて行う間接撮影によること。
ただし、検査時前6月以内に船員労働安全衛生規則第32条第2項による検査（国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者の6月毎に行う検査）を受けている場合は省略すること。
- ⑰ 肺活量の検査
- ⑱ 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
 - 問診、自覚症状その他検査の結果に応じて、健康検査合格標準表（10ページ参照）の疾患等に該当する疑いがある場合は、必要に応じ臨床医学的検査を行うこと。
- ⑲ 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員に対する検査
 - 「国際航海に従事する船舶に乗り組む船員」とは、本検査の実施時点から概ね1年以内に、6か月以上の期間にわたり国際航海を行い、その間本邦に寄港しない船舶に乗り組む予定のある船員とし、これに該当する船員に対しては、次のA)からC)の検査を行うこと。
なお、「国際航海に従事する船舶に乗り組む船員」に該当する者であるかは、船員から提出された「就労実態申告書」や船員からの聴き取りにより確認すること。

A) 腹部の画像検査

胃部エックス線検査（胃部内視鏡検査でも可）及び腹部超音波検査により行うこと。

B) 血液中の尿酸の量の検査

C) B型肝炎に係る抗体検査

HBs抗体検査とあわせて、HBs抗原検査も行うことが望ましい。

(2) 医師が必要ないと認める場合、省略できる検査事項

以下の検査項目については、医師の判断によって省略することができる。その場合、船員の職種、年齢、既往症の有無、船舶の就航航路、航海期間等の諸条件を十分に考慮の上、検査省略の当否を慎重に判断すること。

① 身長検査

20歳以上の者は省略することができる。ただし、初めて船員になった者については、20歳以上であっても初回は行う。また、BMIを算出するためには、身長を把握する必要があることから、身長検査を行わなくともその値が把握できると医師が判断した場合に限り省略できることに留意する。

② 腹囲検査

35歳未満の者、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMIが20未満の者、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）は省略することができる。

③ ABO式及びRh式の血液型検査

健康証明書、就労実態申告書（21ページ参照）や問診などにて確認できる場合は、省略することができる。

④ 血色素量及び赤血球数の検査、血糖検査、血中脂質検査、肝機能検査、検便（ヘモグロビンの有無の検査）及び心電図の検査

35歳未満の者は省略することができる。

⑤ 検便（虫卵の有無の検査）

調理作業に従事しない者は省略することができる。

（調理作業に従事する者とは専ら調理を行うために雇入れられた者をいうが、直接、調理作業に従事する者以外の司ちゅう員等の供食関係者についても、できるだけ受けさせること。）

⑥ かくたん検査

胸部エックス線検査によって病変が発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者であって、医師が必要ないと認める場合は省略できる。

⑦ 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員に対する検査

(1) ⑱の「国際航海に従事する船舶に乗り組む船員」に該当する者であっても、医師が必要ないと認める場合は省略できる。

◎健康検査の実施項目一覧

(注) 下記表中「○」：必ず受けなければならないもの

「省略可」：指定医師においてその必要がないと認める場合に省略できるもの

検査事項	20歳未満の者	25歳未満の者	35歳以上の者	備考
①既往症の調査、業務歴の調査	○	○	○	
②自覚症状及び他覚所見の有無	○	○	○	
③身長	○	省略可	省略可	初めて船員になった者は、20歳以上でも初回は省略不可
④体重	○	○	○	
⑤腹囲	省略可	省略可	省略可	※1参照
⑥BMI	省略可	省略可	○	
⑦運動機能、視力、色覚(※2)、握力	○	○	○	
⑧聴力	○	○	○	
⑨AOB式及びRh式の血液型検査	省略可	省略可	省略可	問診等で確認できる場合は省略可
⑩血色素量及び赤血球数の検査	省略可	省略可	○	
⑪血糖検査	省略可	省略可	○	
⑫血中脂質検査	省略可	省略可	○	
⑬肝機能検査	省略可	省略可	○	
⑭検便(虫卵の有無)	省略可	省略可	省略可	調理作業に従事する者は省略不可
⑮検便(ヘモグロビンの有無)	省略可	省略可	○	
⑯検尿	○	○	○	
⑰血圧	○	○	○	
⑱心電図	省略可	省略可	○	
⑲胸部エックス線	○	○	○	
⑳かくたん検査	省略可	省略可	省略可	
㉑肺活量	○	○	○	
㉒感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査	○	○	○	
以下は、国際航海に従事する船員のみが対象の検査				
㉓腹部画像検査	省略可	省略可	省略可	
㉔血液中の尿酸の量の検査	省略可	省略可	省略可	
㉕B型肝炎に係る抗体検査	省略可	省略可	省略可	

※1 「腹囲」の検査は、次に該当する者は省略可

- ・35歳未満の者
- ・妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
- ・BMIが20未満の者
- ・自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）

※2 「色覚」の検査の対象者は、船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。また、前回検査した期日から6年を経過しようとする者又は経過した者のみ検査すれば足りる。

◎ 「特定船員色識別適性確認表」による検査方法

石原表にて「正常以外」、パネルD-15にて「不合格」と判定された者に対しては、別添の「特定船員色識別適性確認表」を用いて、表1及び表2により業務に必要な色の識別が行えるか確認してください。

(注) 本検査を実施する前には、必ず、石原色覚検査表国際版38表(以下「石原表」という。)、パネルD-15による検査(石原表による検査により色覚が正常でないと判定された場合)を実施してください。

検査表1

- 船舶の機関室(エンジンルーム)等に設置される各種機器の表示灯の色の識別ができるか否かを確認するため、受検者に、(A)～(C)に記載する3色全てについて、(1)～(3)のうちどの色であるかを回答させてください。

【正答】

(A)・・・(2)、 (B)・・・(3)、 (C)・・・(1)

検査表2

- ① 日本船舶の機関室(エンジンルーム)内に配管される各種管系統については、船員労働安全衛生規則により、特定の「色」のテープを貼付し、何の配管の系統であるかを表示することとしており、その色は、JIS規格により定められています。
- ② 表2は、その配管テープの主な色を再現したものです。
- ③ (A)～(E)に記載する色のうち、「赤」及び「緑」を含む任意の3色について、(1)～(5)のどの色に該当するか回答させてください。
- ④ なお、本確認検査は、各色が何の配管系統であるかの知識を確認する検査ではありませんので、色の識別が行えることのみをご確認ください。

【正答】

- (A) 「黄」 【潤滑油管系の配管】・・・(4)
(B) 「黒」 【ビルジ管系の配管】・・・(2)
※ ビルジ：船底にたまる汚水
(C) 「緑」 【海水管系の配管】・・・(5)
(D) 「青」 【清水管系の配管】・・・(1)
(E) 「赤」 【燃料油管系の配管】・・・(3)



2. 健康検査の合否判定

(1) 合格基準表

「健康検査合格基準表」(10 ページ参照)の各号のいずれかに該当する者は不合格とすること。なお、合否の判定をするに当たり、専門の医師の意見を聴く必要がある場合等直ちに合否の判定をすることが困難な場合は、当該船員に対して専門医師の診断を受けるように勧め、当該専門医師の診断書を見て合否を判定するか、又は(一財)船員保険会の診療所若しくは(公社)日本海員掖済会の病院又は診療所において判定を受けるよう船員に勧めること。

(2) 検査結果の取扱いに関する注意

- ① 血圧検査、検尿、検便(ヘモグロビンの有無の検査)、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、血色素量及び赤血球数の検査並びに心電図検査について
 - 検査成績が正常(基準)範囲を著しく逸脱した場合の就業の可否の判断については、問診その他検査により慎重に行うものとし、就業可と認めた場合には健康管理上の適切な指示を行うこと。
- ② 検便(虫卵の有無の検査)の結果について
 - 「虫卵+」と診断された者は不合格とすることとし、治療後の再検査により「虫卵-」と診断された場合には合格とすることができる。
- ③ 結核を発病するおそれのある船員についての取扱い
 - 結核を発病するおそれがあると認める者」とは、具体的には結核性の既往症を有する者で再発のおそれのある者をいう。
 - 6か月後に再検査を必要とすると判断した場合は、健康証明書の「医師の指示及び就業上の注意事項」欄に「6か月後に結核に関する再検査を要する Reexam. for tuberculosis after six months」と記入すること。
 - 6か月後の再検査は次頁の健康証明書欄に行い、合格又は不合格の判定を行うこと。

[健康検査合格標準表]

次の健康検査合格標準表の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1 法第 81 条第 3 項第 1 号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q 熱、サル痘、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兎病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

2 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者（注 i ～ iii 参照）

3 第 1 号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者

各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患

4 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者

(1) 視力（万国視力表により検査した視力できょう正視力を含む。）

船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員にあつては両眼共に 0.5 号、無線部の職員にあつては両眼共に 0.4 号、その他の者にあつては両眼で 0.4 号を明視しうることを。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。（注 i 参照）

(2) 聴力

両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。(注iv参照)

(3) 握力

男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は左右共に17キログラム以上であること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。

5 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手

6 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、運動機能の障害により作業を適正に行うことができないと認められる者(注v参照)

7 病後の衰弱により一定期間内の船内労働に適さないと認められる者
(注) 障害の程度、経歴及び職務を考慮する場合の考え方

i) 視覚機能

○ 片眼の視力を有していない者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは合格とすることができる。ただし、小型船舶操縦士の資格を必要とする総トン数20トン未満の船舶に乗り組む船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就こうとする者で、単眼の視野が水平方向150度以上であるときは、合格とすることができる。

○ 視力の合格標準に達しない者でも、船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就こうとする者は、1年以上の海上経歴があり、両眼で0.4号を明視しうるときは、合格とすることができる。それ以外の職務に就こうとする者は、1年以上の海上経歴があるときは合格とすることができる。

ii) 言語機能

○ 言語機能に障害がある者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは、合格とすることができる。

iii) 精神機能

イ 現に幻覚、妄想、その他顕著な精神症状が活発に存在し、そのまま就業させることが本人及び協同作業者の安全を損ねると判断される場合は、不合格とする。

ロ イにより不合格とされた者については、1年以上の海上経歴があり、かつ、精神症状が消褪し、その後の療養により6ヵ月間以上状態の安定化が認められると判断された場合は、合格とすることができる。

ハ イ及びロについて合否の判断が困難な場合は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」第18条に定める精神保健指定医の意見を聴取した上で、船員法上の指定医師が行うものとする。（精神保健指定医の所在地等について不明の場合は、各地方運輸局等へお問合せ下さい。）

iv) 聴力

○ 聴力の合格標準に達しない者でも、1年以上の海上経歴があり、かつ、船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手以外の職務に就こうとする者であるときは、合格とすることができる。

v) 運動機能

○ 四肢、指、踵に欠損ある者又は手指の屈伸、上肢の前・上・横の屈伸、踵を上げた膝の深屈伸及び跳躍が不能な者は、不合格とする。ただし、1年以上の海上経歴がある場合は、過去の職務を考慮した上で合格とすることができる。

3. 健康証明書の記入方法等

(1) 通常の場合の記入方法

船員手帳の健康証明書各欄(船員手帳第十四表、第十五表及び第十六表(18及び19ページ参照))への記入については次によること。

① 共通事項

- 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員については、英訳を付すこと。
- 年月日の記入にあつては、西暦で記入すること。
- 各検査項目欄に記入する検査結果等について、当該欄に記入しきれないものがある場合には、「備考」欄に記入すること。この場合、検査項目欄に「備考参照」と記入する等により、備考欄に記入した内容がどの検査項目に関するものかをわかるようにすること。

② 各検査項目欄について

次の事項を除いて検査結果に従い記入し、検査の必要を認めなかった事項には斜線を施すこと。

○ 「服薬状況」欄について

就労実態申告書(21ページ参照)や問診にて、「血圧降下剤」「インスリン注射」「血糖を下げる薬」「コレステロール又は中性脂肪値を下げる薬」等の生活習慣病にかかる薬及び就業上の措置に結びつく可能性がある薬(熱中症リスクを高める利尿剤等)の使用の有無について確認し、使用している場合には薬名を記入すること。その他、医師が記載の必要があると認める薬名を記入すること。

○ 「色覚」欄について

色覚検査について、各検査の結果に応じて別表1(29ページ参照)のとおり記入すること。

色覚欄に、検査日及び有効期間(検査日から6年間)を記入すること。

○ 「視力」欄について

両眼共に0.5号に満たないときは、別表2(30ページ参照)のとおり記入すること。

○ 「検便」欄について

虫卵が検出された場合は「虫卵(寄生虫の種類毎に)」「+」、検出されなかった場合は「虫卵-」と記入すること。

○ 「検尿」欄について

たんぱく及び糖の有無の検査の結果、それぞれ「有」のときは「+」、「無」のときは「-」と記入すること。

- 「血糖」欄について
血糖値及びヘモグロビンA1cの両検査を実施した場合は、両検査の結果を記入すること。
- 「胸部X線検査」欄について
異常がない場合は、胸のイラストの空いている部分に「異常なしNormal」と記入すること。
- 「医師の指示及び就業上の注意事項」欄について
合格の判定に当たって、健康管理上の指示をする必要がある場合に指示すべき事項、就業制限を記入すること（色覚については別表1、視力については別表2を参照）。
甲板部の職員及び部員にあつては、健康検査において異常が無い又は作業を適正に行うことができると認められた場合においては、「見張り業務適 Fit for look-out duties」と記入すること。
- 「備考」欄について
所定の検査以外の検査を行った場合にあっては検査項目と検査方法を、船員として相当の履歴を有し職務により作業を適正に行うことができると認められた場合にあっては業務経験が有る旨を記入すること（視力については別表2参照）。
- 「判定」欄について
検査の結果、船内労働に適すると認められるときは「合格」、不適と認められるときは「不合格」と記入すること（優、良、可、適、不適又はA、B、C、D等の記号は用いないこと）。ただし、職務により合格と認めてよい基準に従って合格の判定をしたときは、本欄には「合格」と記入した上で、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄にその旨を記入すること。

(英訳の記載例)

- イ Examinee is qualified □ Physically fit
- ハ Normal
- ニ Within normal limit
- ホ Physically normal and fit to work

- 「判定年月日」欄について
合格又は不合格を判定した年月日を記入すること。
- 「医師の署名並びに所属機関の住所及び印」欄について
判定は「船員の健康を証明する医師」（1ページ頁参照）が行い、その医師が署名するとともに所属機関の印を押印すること。
なお、「〇〇病院に勤務する医師」として一括して指定されている場合は、当該病院の内科医が署名をし、当該所属機関の印を押印すること。ただし、やむを

得ない事由があるときは、内科医以外の医師でも差し支えない。

地方運輸局長が指定した医師が健康検査を行ったときは、船員手帳の健康証明書の「医師の署名並びに所属機関の住所及び印」欄に(指)の朱印を押すこと。

(2) 特殊な場合の記入方法

① 検査中の事項がある場合の取扱い

再検査、精密検査の必要が生じた場合、その他検査結果が判明するまでに日時を要する検査を行ったために、船員の乗り組む船舶の出港前に通常の判定ができない場合、又は出港前に通常の判定ができて検診車等で受診したために、船員手帳の健康証明書に検査結果等が記入できない場合には次によること。

- 検査結果が判明しなかった「事項」欄及び「判定」欄の上部に「検査中 To be examining」と朱書し、「医師の署名並びに所属機関の住所及び印」欄に住所を記入するとともに、署名及び所属機関の印を押印すること。
- 船員が要求した場合であって、すでに判明している検査の結果、その他に照らしてその者が船内労働に適する旨の一応の判定を下すことができるときは、「備考」欄に「判定が出るまで一応就業可 Interim fit for work」及びその判定した年月日を記入すること。
- 判明しなかった検査の結果が判明したときは、あらかじめ各地方運輸局等より配布された健康証明書の様式に、すでに判明していた検査結果を含む全ての検査の結果の記入等を行い、同様式を船員の指定するところへ送付すること。なお、この場合、同様式の第十六表（「判定」欄のあるページ）の余白に船員の氏名を記入することとする（船員本人に、同シールの「船員の署名」欄にあらかじめ署名をしてもらっておき、それに検査の結果を記入する方法でも可。）。

② 部分的検査の取扱い

胸部エックス線検査を行うために必要な設備を有しないこと等の理由により、部分的検査を実施したときは、次によること。

- 検査を行った事項について、当該欄に記入し、その上に押印して自己の検査した事項を明らかにすること。
- 検査しなかった事項については当該欄の上部に「未検査 Unexam.」と朱書すること。
- 「判定年月日」欄及び「医師の署名並びに所属機関の住所及び印」欄の各欄の上部に括弧（ ）をして、その中に検査年月日並びに所属機関の住所を記入し、署名及び所属機関の印を押印すること。
- 部分的検査であっても船員が要求する場合であって、すでに判明している検査結果その他に照らしてその者が船内労働に適する旨の一応の判定を下すことがで

きるときは、「備考」欄に「判定が出るまで一応就業可 Interim fit for work」及びその判定した年月日を記入すること。

③ 未検査事項の検査申出があった場合の取扱い

前記②による部分的検査の結果、未検査事項の検査について船員から申出があった場合は次によること。

- 「未検査 Unexam.」と朱書されている事項について検査を行い、検査結果を記入すること。
- 他の指定医師が行った検査結果及び自ら行った検査結果を総合して、合格又は不合格の判定を行い、船員手帳の該当欄に所要事項の記入した上で所属機関の印の押印・署名をすること。
- 船員が指定医以外の医師から胸部エックス線検査をうけ、その結果を示す書類を提出したときは、この書類から判断して得た結果を記入し、検査結果のすべてを総合して合格又は不合格の判定をすること。

(3) 船員手帳内の健康証明書の様式が旧様式の場合の記入方法

船員手帳内の健康証明書の様式が旧様式(※)の場合は、地方運輸局等から配布された新書式に健康検査の結果等必要事項を記入の上、当該新様式を船員手帳内の健康証明書の旧様式(第十四表及び第十五表)の上に貼付すること。

※ 「旧様式」とは、船員法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第42号)による改正前の健康証明書の様式(「業務歴」や「BMI」の項目がないもの。20ページ参照。)

4. 他の医療機関等が行った検査の結果を示す書類に対する取扱い

船員が、他の医療機関等で検査を受け、その結果を示す書類を提出したときは、次のいずれかの方法により取扱うこと。

- 当該書類から当該船員が船内労働に適するか否かの判断ができる場合は、当該書類から所要事項を船員手帳の健康証明書の該当欄に記入した上で所属機関の印の押印及び署名をすること。
- 当該書類から当該船員が船内労働に適するか否かの判断がどうしてもできない場合は、再検査が必要と思われる検査のみを行い、あとは上記に準じて取扱うこと。

5. 健康証明書の有効期間

(1) 有効期間

- 健康証明書の有効期間は、次のとおり。

色覚 6年

その他の検査 1年（指定医師は結核を発病するおそれがあると認める者については、その結核に関する検査についての有効期間を6月に短縮することができる。）

- 健康証明書の有効期間が航海中に満了したときは、有効期間が満了した日から起算して3月を経過する日又はその航海の終了する日のいずれか早い日まで、健康証明書はなお効力を有する。
- 健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間が経過するまで、健康証明書はなお効力を有する。
- 色覚検査について、以前の検査日が不明な場合は、色覚検査を実施すること。

- ### (2) 指定医師は、有効期間の切れた者又は「就労実態申告書」等により確認した航海の期間等とを併せてみて、有効期間を相当超えるおそれのある者を発見したときは、早めに健康検査を受けるよう助言すること。

IV 健康証明書の様式 (船員手帳第十四表、第十五表及び第十六表)

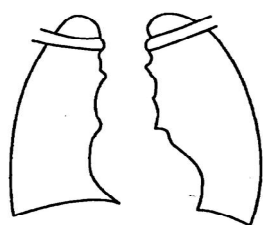
1. 令和5年4月1日以降の健康証明書の様式

健康証明書については、船員法施行規則の改正（検査項目の追加）に伴い、令和5年4月1日から、新しい様式（下記参照）となっている。

(十四)

健康証明書 Medical Certificate				
This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW convention, 1978, as amended.				
既往歴 Medical history			喫煙の有無 Smoking	有 Yes 無 No
			身長 Height	cm
服薬状況 Medication status			体重 Weight	kg
			腹囲 Abdominal circumference	cm
業務歴 Work history			BMI Body Mass Index	
			自覚症状 Subjective symptoms	
運動機能 Physical ability			色覚 Color vision	(検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)
裸眼視力 (矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右 Right ()		聴力 Unaided hearing (補聴器により補われた聴力) (Aided hearing)	右 Right ()
	左 Left ()			左 Left ()
	両 Combined ()			
握力 Grip	右 Right 左 Left		血液型 Blood type	

(十五)

血糖 Blood glucose	血糖値 Blood glucose level	食事後 時間 after meals hour	貧血 anemia	赤血球数 RBC	
	ヘモグロビンA1c HbA1c			血色素量 Hb	
血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol		胸部X線検査 Chest X-ray exam.	撮影年月日 Date of photographing	
	中性脂肪 Triglyceride			フィルム番号 Film No.	
	HDLコレステロール HDL cholesterol				
GOT Glutamic oxaloacetic transaminase					
GPT Glutamic pyruvic transaminase					
検便 Stool exam.	虫卵 Parasite egg				
	ヘモグロビン Hemoglobin				
検尿 Urinalysis exam.	蛋白 Albumin		かくたん検査 Sputum exam.		
	糖 Sugar		肺活量 Breathing capacity		cc

(十六)

腹部画像検査 Abdominal imaging exam.		尿酸値 Uric acid level	
		B型肝炎抗体検査 Hepatitis B antibody exam.	
医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction(Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor			
備考 Remarks			
判定 Diagnosis		判定年月日 Date of diagnosis	
		有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)	
船員の署名 Signature of holder of this certificate			
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital			

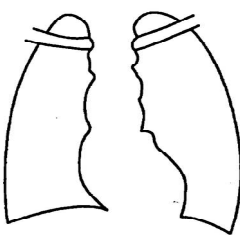
2. 令和5年3月31日以前の健康証明書の様式

船員法施行規則の改正（検査項目の追加、健康証明書の様式の変更等）に伴い、健康証明書については、令和5年4月1日より新しい様式となるが、同年3月31日以前に旧様式（下記参照）により指定医師による判定を受けた健康証明書については、同年4月1日以降も、同証明書の有効期間内に限りその効力が継続する。

(十四)

健康証明書 Medical Certificate				
This certificate is issued under the provision of regulation I/9 of STCW convention, 1978, as amended.				
身長 Height	cm	検尿 Urinalysis	たん 白 Albumin	
体重 Weight	kg		糖 Sugar	
腹 囲 Abdominal circumference	cm	血 液 型 Blood type		
肺 活 量 Breathing capacity	cc	血 圧 Blood pressure		
運 動 機 能 Physical ability		血 糖 Blood glucose		
色 覚 Color vision (最近の検査日及び有効期限) (Date of last exam. and expiry date)		血中脂質検査 Blood lipid exam.	LDLコレステロール LDL cholesterol	
裸眼視力(矯正視力) Distance vision unaided (Distance vision aided)	右Right () 左Left () 両Combined ()		中性脂肪 Triglyceride	
聴 力 Unaided hearing (補聴器により補われた聴力) (Aided hearing)	右Right () 左Left ()		HDLコレステロール HDL cholesterol	
握 力 Grip	右Right 左Left	肝機能検査 Hepatic function exam.	GOT Glutamic oxaloacetic transaminase	
検 便 Stool exam.	虫 卵 Parasite egg		GPT Glutamic pyruvic transaminase	
	ヘモグロビン Hemoglobin		γ-GTP γ-glutamyl transpeptidase	

(十五)

胸部 エックス線検査 Chest X-ray exam.	撮影年月日 Date of photographing	既往症 Medical history	
	フィルム番号 Film No.		
		家族歴 Medical history of family	
		医師の指示及び就業上の注意事項(見張り業務の適・不適、就業上の制約等) Instruction(Fit or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor	
		備 考 Remarks	
かくたん検査 Sputum exam.		判 定 Diagnosis	
心電図検査 Electrocardiogram exam.		判 定 年 月 日 Date of diagnosis	
		有効期限 Expiry date (1 year from diagnosis)	
船員の署名 Signature of holder of this certificate			
医師の署名並びに所属機関の住所及び印 Signature of doctor, address and stamp of the hospital			

V 就労実態申告書

年 月 日

- ・氏名
- ・生年月日 S・H 年 月 日
- ・船員としての経験年数 (年)
- ・船舶の種類 (外航船・内航船・危険物船(ケミカル船等)・旅客船・漁船(国際・国内)・その他)
- ・船舶の主な航路 (日本国内・北米・南米・東南アジア・中近東・欧州・アフリカ)
(今後概ね1年間で乗船しそうなところを全て挙げてください。)
- ・乗船期間 ①日帰り ②2週間以内 ③1ヶ月以内
④3ヶ月以内 ⑤6ヶ月以内 ⑥1年以内
- ・6月以上本邦へ寄港しない乗船の予定(今後概ね1年間)の有無 ①予定あり ②予定なし
- ・居住空間 ①個室 ②2～3人部屋 ③4～5人部屋 ④6人以上部屋
- ・乗組員数 ①1人 ②2人 ③3～4人 ④5～9人 ⑤10人以上

- 調理師が外国人の場合、食事はどうか。(食事が合う 食事が合わない どちらでもない)
- ・夜間当直がある場合の時間帯 (時から 時まで)
- 夜間当直終了後、睡眠時間はどれくらいか。(時間くらい)
- ・就労職種 次の職種の中から○を付けて下さい。(運航・機関(機)・事務・調理・漁労)

(船内の主な業務) 主に携わる業務に○を付けて下さい。
・船舶の運航に係る業務： 船舶の操舵、見張り、船舶の各部分の保守点検、気象把握、航海用具の整備、その他 ()
・機関(エンジン)の運転に係る業務： エンジンの運転、エンジン設備の保守点検、送電・送気・送水の取扱い、機関工具の整備、燃料油・潤滑油の取扱い、冷蔵貨物・危険物タンクの温度保持、溶接等による修理、その他 ()
・船内事務に係る業務： 船内の経理、旅客及び手荷物の整理、荷物の発送、旅客の接待、船内の福利厚生、備品・消耗品の整備、飲用水の管理、船内の消毒、船内外の通信連絡、各業務の記録・報告、その他 ()
・調理に係る業務： 食料品の調達、調理、配膳、その他 ()
・漁労に係る業務： 漁獲の準備、漁獲物の採捕・貯蔵、冷凍作業、漁具整備、その他 ()

- ・救命艇手としての職務の有無 (有 ・ 無)
(救命艇手の業務：海難時の乗組員・旅客の招集・誘導、食料・航海用具の救命艇への積み込み、救命艇の降下、救命艇の運航指揮、救命設備の操作・整備)
- ・特殊な作業に従事する場合はその職務を記入すること。
()
- (参考)
- ・過去6年以内の色覚検査実施の有無 (有 ・ 無)
有の場合検査年月日 (年 月 日)
- ・現在の喫煙状況 (有 ・ 無)
- ・現在の薬の使用の有無
 血圧降下剤 (有 ・ 無) インスリン注射 (有 ・ 無)
 血糖を下げる薬 (有 ・ 無) コレステロールや中性脂肪値を下げる薬 (有 ・ 無)
 利尿剤 (有 ・ 無)
- ・既往症 () ・これまで医師から指示を受けた事項 ()
- ・自覚症状 ()

IV 医師の所見を記載した書面

船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果を記載した書面を提出させなければならないこととされた。

このため、健康検査を実施した医師は、健康証明書への記入に加え、各検査項目についての診断結果（異常なし、要経過観察、要再検査、要治療 等）を記載した書面を別途交付すること。なお、異常の所見がない場合など医師の所見を簡潔に記載することが可能な場合には、健康証明書の「備考」欄を活用しても差し支えない。

VI 関係法令抜粋

船員法（昭和22年法律第100号）（抄）

（健康証明書）

第八十三条 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。

② 健康証明書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）（抄）

※ 船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第42号）による改正（令和5年4月1日施行）後の規定

（健康証明書）

第五十五条 法第八十三条第一項の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならない。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならない。

- 一 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- 二 業務歴の調査
- 三 自覚症状及び他覚所見の有無の検査
- 四 身長、体重及び腹囲の検査
- 五 BMI（次の算式により算出した値をいう。）の検査

$$BMI = \frac{\text{体重(Kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

- 六 運動機能、視力、色覚（船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査
- 七 ABO式及びRh式の血液型検査
- 八 血色素量及び赤血球数の検査
- 九 血糖検査
- 十 血中脂質検査（低比重リポたん蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、血清トリグリセライド（中性脂肪）及び高比重リポたん蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量の検査）
- 十一 肝機能検査（血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査）
- 十二 検便（虫卵及びヘモグロビンの有無の検査に限る。）及び検尿
- 十三 血圧の検査
- 十四 心電図検査
- 十五 胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査（当該判定時前六月以内に船員労働安全衛生規則第三十二条第二項による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査
- 十六 肺活量の検査
- 十七 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
- 十八 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員にあつては、次に掲げる検査
 - イ 腹部の画像検査
 - ロ 血液中の尿酸の量の検査

ハ B型肝炎に係る抗体

- ② 前項の検査のうち、身長検査（年齢二十年未満の者に係るものを除く。）、腹囲検査、第五号検査（年齢三十五年以上の者に係るものを除く。）、第七号検査、第八号から第十一号までの検査（年齢三十五年以上の者に係るものを除く。）、検便（虫卵の有無の検査にあつては調理作業に従事する者に係るものを除き、ヘモグロビンの有無の検査にあつては年齢三十五年以上の者に係るものを除く。）、第十四号検査（年齢三十五年以上の者に係るものを除く。）、かくたん検査及び第十八号検査については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第五十六条 法第八十三条の健康証明書の有効期間は、色覚検査については六年、その他の検査については一年とする。ただし、前条第一項の検査の際、結核を発病するおそれがあると認める者については、指定医師はその結核に関する検査についての有効期間を六月に短縮することができる。

- ② 前項の期間が航海中に満了したときは、当該期間が満了した日から起算して三月を経過する日又はその航海の終了する日のいずれか早い日までの間（航海の態様その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める漁船にあつては、その航海の終了する日までの間）、当該検査について、健康証明書は、なおその効力を有するものとする。
- ③ 健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間は、なお前二項の規定による。
- ④ 船舶所有者は、緊急に欠員を補充する必要がある場合その他やむを得ない場合において、最寄りの地方運輸局長の許可を受けたときは、第一項の期間が満了した健康証明書を受有する者を当該期間が満了した日から起算して三月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる。

（健康証明に要する費用の負担）

第五十六条の二 法第八十三条の規定による健康証明に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（医師の指定）

第五十七条 法第八十三条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。

- 一 船員である医師
- 二 次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師

名称	主たる事務所の所在地
公益社団法人日本海員掖済会	東京都中央区明石町一番二十九号
一般財団法人船員保険会	東京都渋谷区渋谷一丁目五番六号

- 三 その他地方運輸局長が指定した医師

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

- 1 法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者
 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q 熱、サル痘、ジカウイルス感染症、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アメーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、同法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
- 2 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 3 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、船内労働に適さないと認められる者
 各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
- 4 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
 - (1) 視力（万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。）
 船長、甲板部の職員及び甲板部航海当直部員にあつては両眼共に 0. 5 号、無線部の職員にあつては両眼共に 0. 4 号、その他の者にあつては両眼で 0. 4 号を明視しうること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。
 - (2) 聴力
 両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。
 - (3) 握力
 男子の握力は、左右共に 25 キログラム以上、女子の握力は、左右共に 17 キログラム以上であること。ただし、船員として相当の経歴を有し、職務により作業を適正に行うことができると認められる者は、この限りでない。
- 5 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手
- 6 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、運動機能の障害により作業を適正に行うことができないと認められる者
- 7 病後の衰弱により一定期間内の船内労働に適さないと認められる者

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）（抄）

※ 船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第42号）による改正（令和5年4月1日施行）後の規定

（就業を禁止する船員）

第三十条 船舶所有者は、精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない船員と医師が認めるものを作業に従事させてはならない。

2 船舶所有者は、施行規則第二号表第三号に掲げる疾病であつて医師が船内労働に適さないと認めるものにかかつた船員を作業に従事させてはならない。

（医師の診断）

第三十一条 船舶所有者は、法第八十一条第三項各号に掲げる船員に該当する疑いのある船員については、遅滞なく医師の診断を受けさせなければならない。

2 医師は、前項の診断を受けた船員が前条第一項に規定する船員に該当するかどうかを判断する場合においては、当該船員の障害の程度、経歴及び職務を考慮するものとする。

（健康検査に係る書面等の提出等）

第三十一条の二 船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面又は当該書面の写し（以下この条から第三十一条の四までにおいて単に「書面等」という。）を提出させなければならない。

2 書面等の作成に要する費用は、船舶所有者の負担とする。

（書面等の保存）

第三十一条の三 船舶所有者は、書面等を五年間保存しなければならない。

（健康検査結果についての医師からの意見聴取）

第三十一条の四 船舶所有者は、健康検査の結果（当該健康検査の項目に異常の所見があると診断された船員に係るものに限る。）に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について、当該船員が書面等を船舶所有者に提出した日から三月以内に医師の意見を聴かなければならない。

2 船舶所有者は、前項の規定により聴取した医師の意見について記録を作成し、書面等と併せて保存しなければならない。

3 船舶所有者は、医師から第一項の意見聴取を行う上で必要となる船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（健康検査実施後の措置）

第三十一条の五 船舶所有者は、前条第一項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該船員の実情を考慮して、就業する場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の措置を講ずるほか、船内の作業環境測定の実施、設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

（保健指導等）

第三十一条の六 船舶所有者は、健康検査の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める船員に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 船員は、健康検査の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

（特殊な作業に従事する船員に対する健康検査）

第三十二条 船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、健康検査の際及びその六月後に、法第八十三条の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医

師」という。)により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

- 一 国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者 当該有害物の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査、尿検査、血液検査、神経系検査その他の臨床医学的検査
 - 二 専ら石炭をたく作業に従事している者 当該作業の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査その他の臨床医学的検査
 - 三 専ら潜水作業に従事している者 施行規則第五十五条第一項第四号、第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる検査（指定医師が必要でないものと認めたものを除く。）
- 2 船舶所有者は、前項第一号の船員について雇入契約が終了する場合又は雇入契約を解除する場合であつて当該船員が当該雇入契約の終了又は解除のとき（以下この項において「下船の時」という。）より前六月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前六月以内に当該船員が健康検査の際に受けている場合は、これを省略するものとする。
 - 3 船舶所有者は、前二項の検査の結果、当該船舶に乗り組み、又は当該作業に従事することが不適当であると判定された船員を、引き続き当該船舶に乗り組ませ、又は当該作業に従事させてはならない。
 - 4 船舶所有者は、第六十四条の騒音の激しい作業を行う船員については、健康検査の際に、千ヘルツ及び四千ヘルツの音その他医師が適当と認める周波数の音に係る聴力の検査を受けさせるよう努めるとともに、その検査の結果を踏まえ、船員の健康を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 第一項、第二項及び前項の検査に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（伝染病の予防）

第四十一条 船舶所有者は、船舶が別表第一に定める伝染病が発生している地域又は発生するおそれのある地域におもむく場合は、予防注射の実施、衛生用品の整備、伝染病の予防に必要な注意事項に関する教育等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 船舶所有者は、前項の地域においては、食料及び飲用水の購入の制限、外来者に対する防疫の措置、衛生状態に関する情報の収集等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（伝染防止）

第四十二条 船舶所有者は、船内において伝染病又は伝染病の疑いのある疫病が発生した場合は、患者の隔離、患者の使用した場所、衣服、器具等の消毒、なま水及びなま物の飲食の制限等伝染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（救急措置に必要な衛生用品）

第四十二条の二 船舶所有者は、液体化学薬品タンカー及び液化ガスタンカーには、他の法令において備えなければならないものを除き、貨物の性状に応じた解毒剤、つり上げ用担架及び酸素吸入器を備えなければならない。

（医療機関との連絡）

第四十三条 船舶所有者は、船内において救急患者が発生したときは、必要に応じ、医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示にしたがって適当な措置を講じなければならない。

別表第一（第四十一条関係）

第 41 条の伝染病

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 黄熱 同法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

(別表 1)

色覚検査結果に応じた健康証明書への記述内容

色覚検査結果に応じた、「色覚」欄、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄及び「備考」欄への記述内容は、次のとおりとする。

色覚検査結果	「色覚」欄	「備考」欄	「医師の指示及び就業上の注意事項」欄
① ・石原表：正常	正常 Normal		
② ・石原表：正常以外 ・パネルD-15：合格	国交省基準合格 Adequate		
③ ・石原表：正常以外 ・パネルD-15：不合格 ・特定船員色識別適性 確認表：合格	国交省基準合格 Adequate	色識別確認-合格 Check for color vision - Pass	船長、甲板部職員・部員、 救命艇手不可 Unfit for master, deck officer and rating, lifeboatman
④ ・石原表：正常以外 ・パネルD-15：不合格 ・特定船員色識別適性 確認表：不合格	国交省基準不合格 Inadequate		船長、甲板部職員・部員、 機関部職員・航海当直部 員、無線部職員、救命艇手 不可 Unfit for master, deck officer and rating, engineer officer and watch rating, radio operator, lifeboatman

○ 色覚の合否基準

- イ) 石原色覚検査表国際版 38 表により色覚が正常であるか否かを検査する。検査の結果、正常と判定された場合には、合格とする。
- ロ) 石原色覚検査表国際版 38 表により色覚が正常でないと判定とされた場合には、次に、パネルD-15による検査を行い、パスするか否かを判定する。検査の結果、パスした場合には、合格とする。
- ハ) パネルD-15による検査の結果、パスしなかった場合には、「特定船員色識別適性確認表」により、色の識別が行えるか否かを確認する。確認の結果、色の識別を行えた場合には、合格とする。色の識別を行えなかった場合には、不合格とする。

(別表 2)

視力検査結果に応じた健康証明書への記述内容

視力検査結果に応じた、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄及び「備考」欄への記述内容は、次のとおりとする。

業務経験	矯正視力による検査結果	「備考」欄	「医師の指示及び就業上の注意事項」欄
1 年未満	① 両眼共に 0.5 号以上		
	② ①に満たず、且つ 両眼共に 0.4 号以上		船長、甲板部当直職員・部員不可 Unfit for master, deck watch officer and rating
	③ ②に満たず、且つ 両眼での視力 0.4 号以上		船長、甲板部当直職員・部員、無線部職員不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, radio operator
	④ 両眼視力 0.4 号未満	※判定不合格となるため、記述無し。	
1 年以上	① 両眼共に 0.5 号以上		
	② ①に満たず、且つ 両眼での視力 0.4 号以上	業務経験有 Having career (Ref. to para.1 of STCW code A-I /9 for distance vision)	
	③ 片眼視力が 0.4 号以上 且つもう一眼が視覚機能を有しない (※)	業務経験有 Having career (Ref. to para.1 of STCW code A-I /9 for distance vision)	船長、甲板部当直職員・部員、救命艇手不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, lifeboatman
	④ 両眼視力 0.4 号未満	業務経験有 Having career (Ref. to para.1 of STCW code A-I /9 for distance vision)	船長、甲板部当直職員・部員、救命艇手不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, lifeboatman

※ 片眼の視覚機能を有しないかつ業務経験が 1 年未満の場合は、判定不合格となる。

※ 小型船舶 (20 トン未満) を操縦するに乗り組む船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就こうとする者の場合、片眼の視力を有しない場合でも、もう一方の片眼について、a. 視力が 0.4 号以上、b. 視野が水平方向 150° 以上である場合は、船長、航海当直をする甲板部の職員及び部員並びに救命艇手の職務に就くことができる。この場合、「医師の指示及び就業上の注意事項」欄には、「船長、甲板部当直職員・部員 (20 トン未満除く)、救命艇手不可 Unfit for master, deck watch officer and rating, lifeboatman(except not less than 20 G/T)」と記入する。